

教 職 第 2 3 9 号  
平成 2 4 年 5 月 2 9 日

各 { 公立小・中学校長  
市町村教育委員会教育長  
教育事務所長 } 様

岐阜県教育委員会  
教 育 長

### 教職員の勤務負担軽減に向けた取組について（通知）

このことについては、教職第280号（平成19年6月19日付け）の通知等により、これまでも各市町村教育委員会や各学校において、教職員の勤務負担の軽減に向けた積極的な取組がなされているところです。また、県教育委員会としても、勤務時間外の在校時間等の実態調査を継続するとともに、勤務負担の軽減に向けた啓発に取り組んでまいりました。

とりわけ、事務の効率化や会議の精選と運営の見直し、出勤時間や退校時間の管理や「早く帰る日」の設定などを通して、校務の効率的な遂行がなされたり、教職員の健康管理やスリム化に対する意識の改革が図られたりするなど、「勤務負担の軽減」及び「児童生徒に向き合う時間の確保」に一定の成果を上げてきているものと考えております。

今年度、これらの取組を一層推進し、教職員が元気に児童生徒と向き合う時間を確保するため、「教職員の多忙化解消アクションプラン」として、別紙の通り取組を推進していきます。

ついでには、各市町村教育委員会、各学校においても、勤務負担の軽減に向けて、下記の事項を参考の上、一層の取組を推進されますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1 教職員の多忙化解消アクションプラン

各学校が、セルフチェックシートを活用して、自校の現状を把握し、改善できそうな項目を明確にし、全職員で共通理解して取り組みます。また、各学校で取り組んだ実践については、各市町村で交流し、自校の実践に生かしてください。

#### 2 教職員のメンタルヘルスケアの充実

管理職は、教職員の勤務の状況や健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じて「メンタルヘルス面接相談」「ストレスチェック」等、健康管理に関する事業を積極的に活用するように助言してください。